

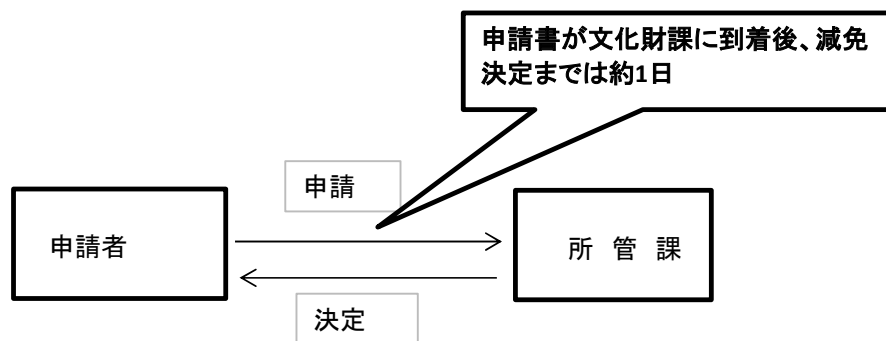
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 16

処 分 名	松山市考古館の観覧料の減免	
処 分 の 概 要	松山市考古館の観覧料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市立埋蔵文化財センター条例(平成元年条例第43号)	
条 項	第5条	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1日
標準処理期間	計	1日
判断基準	松山市立埋蔵文化財センター条例施行規則第5条各号のいずれかに該当するものであることを基準とする。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市立埋蔵文化財センター条例</p> <p>第5条 委員会は、特別な理由があると認めるときは、観覧料を減免することができる。</p> <p>○松山市立埋蔵文化財センター条例施行規則</p> <p>(観覧料の減免)</p> <p>第5条 条例第5条の規定により観覧料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育課程の一環として、児童生徒の引率者が観覧する場合 全額</p> <p>(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が観覧する場合 全額</p> <p>(3) 市内に居住する65歳以上の者が観覧する場合 半額</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか教育長が特別な理由があると認めた場合 その都度教育長が定める額</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。